

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成29年(2017年)9月25日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 9月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 9月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民事法)

【1】 公害健康被害の補償等に関する法律4条2項の認定を受けた者が原因者に対する損害賠償請求訴訟の確定判決に基づく損害賠償義務の全ての履行を既に受けている場合には,都道府県知事は同法に基づく障害補償費の支給義務の全てを免れるとされた事例(平成29年9月8日最高裁)

【2】 A及びAの子Xが共有し居住する本件建物につきY銀行を根抵当権者とする根抵当権設定契約の有効性が問われた事案で,本件契約締結当時要介護3のAに同契約の意味を理解するだけの意思能力はなく本件根抵当権設定契約は無効であると判断した事例(平成28年12月1日広島高裁)

【3】 マンション管理組合と個々の区分所有者の間の法律関係につき,民法645条(受任者の報告義務に関する規定)が類推適用され,業務に関する報告義務の履行として規約に定めがない文書(原資料)の開示及び規約に定めがない方法(写真撮影)についても全部認容した事例(平成28年12月9日大阪高裁)

【4】 病院情報管理システムの構築とそのリース契約に関して,XはYに対してシステム引渡の履行遅滞に基づく損害賠償,YはXに対して協力義務違反,不当な受領拒絶に基づく損害賠償請求を行ったところ,Xの請求は棄却,Yの請求が一部認容された事例(平成29年8月31日札幌高裁)

【5】 女性アイドルYがファンとの交際を機にイベント等への出演を放棄したとしてY所属の芸能プロXがYに出演義務やファンとの性的な関係をもたないとの専属マネジメント契約上の条項に違反したことを理由に損害賠償請求等をしたが,同請求が棄却された事例(平成28年1月18日東京地裁)

【6】 芸能プロXとマネジメント専属契約を締結していた歌手Yが,本件契約が労働契約に該当するとし労働基準法附則137条により契約締結後1年を経過した時点で契約終了の意思表示をしたためXが本件契約の効力の存続の確認を求めたが,Xの請求が棄却された事例(平成28年3月31日東京地裁)

(商事法)

【7】 特別支配株主の株式等売渡請求において,対象会社から売渡株主に対する株式売渡請求の旨及び対価の額等の通知又は公告がなされた後に売渡株式を譲り受けた者は売買価格の決定の申立てをすることができないと判示(平成29年8月30日最高裁)

【8】 Xは,社会福祉法人の理事に選任されたがそれを否定されたとして,地位の確認等を求めたが棄却され控訴した。控訴審では,Xの理事指名は認定したが,2年の任期が満了したとして地位確認請求は不適法却下し,法人に対する慰謝料請求を一部認容した(平成29年1月31日東京高裁)

【9】 連帯保証人の保証の範囲を認定したうえで,主債務者らの所有不動産の差押について,目的物件の売却見込みがないことを理由に競売が取り消された場合は,差押による時効中断の効力は失われないとされた事例(平成28年12月27日東京地裁)

(知的財産)

【10】 商標登録後5年を経過しても,商標権侵害訴訟の相手方は,その登録商標が自己の業務に係る商品等を表示するものとして周知であるとして権利濫用の抗弁を主張できるとしつつ,周知商標に該当するか否かの審理が不十分として原審へ差し戻された事例(平成29年2月28日最高裁)

【11】 原告が出願した商標について拒絶査定を受けたことから不服審判請求をしたところ,本願商標は引用商標と類似し商標法4条1項11号に該当し商標登録を受けることができないとする不成立の審判がされたので原告がその取消を求めたが,同請求が棄却された事例(平成29年8月8日知財高裁)

【12】 特許無効審判請求に対する一部無効審決の無効審決部分の取消訴訟であって,本件各訂正が特許法126条5項

及び6項の要件を満たさないと判断した審決については誤りがあるとして一部無効審決が取り消された事例(平成29年8月30日知財高裁)

【13】特許を無効とした審決の取消訴訟であって、特許権者である原告が本件発明の「平均粒子径は、0.5～2.0μmの範囲にあり」との値を有する粒子を特定できない(特許法36条6項2号に規定する要件を満たしていない)とした審決の取消を求めたところ、同請求を棄却(平成29年8月30日知財高裁)

【14】ユニットシェルフを販売する原告が、被告が上記形態と同一又は類似の形態の商品を販売することが不正競争に当たると主張し、被告に対し同ユニットシェルフの譲渡等の差止及び廃棄を求めたところ、原告の請求が認容された事例(平成29年8月31日東京地裁)

(民事手続)

【15】破産債権者が破産手続開始後に物上保証人から債権の一部の弁済を受けた場合、破産手続開始時の債権の額を基に計算された配当額が実体法上の残債権額を超過する時はその超過部分は当該債権について配当すべきで、他の破産債権について配当すべきではないと判示(平成29年9月12日最高裁)

【16】破産債権者Xが、破産管財人Yには破産債権者に対し破産債権届出期間及び破産債権調査期日の通知が適切にされているかを確認し破産債権届出を催促すべき義務があるのにこれを怠ったとして損害賠償等の支払を請求したが、その義務はないとしてXの請求を棄却(平成28年11月17日大阪高裁)

【17】書留郵便による送達は、その発送時に送達場所が受送達者の住居所であり、かつ同人が現にそこに居住等する実態を伴う必要があるとして、送達場所が被告の住所とはいえないと認定したうえ、擬制自白によるいわゆる「欠席判決」を取り消して原審に差戻した事例(平成29年2月1日仙台高裁秋田支部)

(刑事法)

【18】ストーカー事件の被告人が「被害者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的」なる曖昧な概念の刑罰法規は違憲無効であり、これを適用した原判決は無効と主張し控訴したが、同主張が排斥された事例(平成28年8月3日東京高裁)

【19】児童ポルノE及びE2を異なる時期に提供した行為は、社会通念上別個の行為で併合罪の関係にあるとし、Eについては児童ポルノに該当しないからこの提供行為は無罪とするべきとして、Eの提供について無罪を言渡さなかった原判決を差戻した事例(平成29年1月24日東京高裁)

【20】情報システムの開発業務を受託した企業で働く被告人が委託企業の顧客情報を名簿業者に開示した行為により不正競争防止法違反で起訴された事案。委託企業の情報管理に不備があるので原判決の量刑は重すぎるとして破棄、懲役2年6月罰金300万円を言渡した(平成29年3月21日東京高裁)

【21】被告人が被告人の妻の実子で養子縁組もした難病の女兒を低栄養により死亡させた事案。女兒の生命身体への危険の発生を未然に防止すべき注意義務を怠った重大な過失があると認め、予備的訴因である重過失致死罪の成立を認め禁錮1年6月の判決を言渡した(平成28年1月28日大阪地裁)

【22】被害児(被告人の実子)の頭部に強い衝撃を与える何らかの暴行を加え、同人を死亡させたとする事件の裁判員裁判において、被告人の犯行可能性のある時間帯以前に既に脳損傷が生じ死に至った可能性を否定できないとして、犯罪の証明がないとして無罪が言い渡された(平成28年2月26日大阪地裁)

(公法)

【23】大阪府工業用水道事業供給条例(昭和37年大阪府条例第4号)23条等の規定により工業用水道の使用を廃止した者が納付しなければならないとされる負担金は、地方自治法224条、228条1項にいう分担金に当たらないとされた事例(平成29年9月14日最高裁)

(社会法)

【24】東日本大震災の支援に派遣された地方公務員Aが脳出血で死亡。Aの妻が公務災害認定を請求したが認められなかったため地方公務員災害補償基金に処分取消を求めた事案。Aの発症が同僚との飲酒歓談中で、高血圧、飲酒歴の危険因子を認めAの妻の請求を棄却(平成29年2月6日大阪地裁)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民事法】

(1) 最二判平成29年9月8日 最高裁HP

平成28年(行ヒ)第371号 障害補償費不支給決定取消等請求事件(破棄自判)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/053/087053_hanrei.pdf

公害健康被害の補償等に関する法律4条2項の認定を受けた者が原因者に対する損害賠償請求訴訟の確定判決に基づく損害賠償義務の全ての履行を既に受けている場合には、都道府県知事は、同法に基づく障害補償費の支給義務の全てを免れるとされた事例。

原審高裁は、「補償給付の制度は、純粋な損害填補以外の社会保障的な要素を含むものと解されるから、前訴確定判決に基づく賠償金を原因者が完済したことによって県知事が当然に当該補償給付の支給義務を全て免れると解することもできない」としたが、最高裁判所は、「障害補償費は、これらの者の健康被害に係る損害の迅速な填補という趣旨を実現するため、原因者が本来すべき損害賠償義務の履行に代わるものとして支給されるものと解するのが相当」とした上で、前記の通り、原因者による賠償義務が履行されているのであれば県知事は支給義務の全てを免れると判断した。

(2) 広島高判平成28年12月1日 判例時報2334号120頁

平成27年(ネ)第430号 根抵当権設定登記未梢登記請求控訴事件 控訴棄却(確定)

本件は、A及びAの子Xが共有し居住する本件建物につき、Y銀行を根抵当権者とする根抵当権設定登記がされていたところ、根抵当権に基づく競売開始決定がされたため、Aが根抵当権の実行禁止及び競売手続停止の仮処分決定を得た上で、根抵当権設定登記の抹消登記手続を求めた事案である。

原審は、平成20年1月30日締結の根抵当権設定契約証書にAの意思に基づく署名押印があったとは認め難いとして根抵当権設定契約は不成立であるとして請求を認容したためYが控訴した。

本判決は、Aが自ら署名押印したものと認められ設定契約が成立したものと認めるのが相当であるとしたが、平成19年作成のAの介護保険認定調査票やAの主治医意見書等から本件根抵当権設定契約締結当時、要介護3のAに同契約の意味を理解するだけの意思能力はなく、本件根抵当権設定契約は無効であると判断し、請求を認容した原判決は結論において相当であるとして控訴を棄却した。

(3) 大阪高判平成28年12月9日 判例時報2336号33頁

平成28年(ネ)第1420号・第1934号 情報開示等請求控訴,同附帯控訴事件(変更・請求認容,附帯控訴棄却(確定))

マンションの管理組合(被控訴人,権利能力なき社団の要件を具備)は、総会で役員が選任されたのに、選任の事実がないこととされたり、工事代金や業者の選定に関する説明が何もなされないまま8400万円の大規模修繕工事が実施されたりと運営で不正な面が見られ、組合員である控訴人らは総会及び理事会の議事録,会計帳簿,原資料,組合員名簿の閲覧とデジタルカメラでの写真撮影を容認するよう求めた。

原判決は、規約に定めがある請求は認容したが、規約に定めがない請求(原資料の閲覧請求及び閲覧文書の写真撮影請求)については棄却した。本判決は、マンション管理組合(被控訴人)と個々の区分所有者の間の法律関係につき、民法645条(受任者の報告義務に関する規定)が類推適用され、業務に関する報告義務の履行として、規約に定めがない文書(原資料)の開示及び規約に定めがない方法(写真撮影)についても認容し、全部認容とした。

(4) 札幌高裁平成29年8月31日判決 最高裁HP

平成28年(ネ)第189号 損害賠償請求控訴事件(原判決変更)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/065/087065_hanrei.pdf

いわゆる〔病院情報管理システム事件〕。

病院情報管理システムの構築と同システムをリースすることを目的とする契約に関し、一審原告は、一審被告に対し、納期までに上記システムの完成及び引渡しがなかったために損害を被ったとし債務不履行に基づく損害賠償を請求し、一審被告は、一審原告に対し、上記遅滞につき、一審被告には帰責性はないのに一審原告の協力義務違反及び不当な受領拒絶により、売買代金を得られなくなったとして、債務不履行に基づく損害賠償を請求し、両事件が併合審理された事案である。

控訴審判決は、一審原告には本件契約上の協力義務違反がある一方、一審被告にはプロジェクトマネジメント義務違反があったとは認められず、一審被告には債務不履行(履行遅滞)について帰責性はないとして、一審原告の請求を棄却し、一審被告の請求を一部認容した。

(5)東京地判平成28年1月18日 判例タイムズ1438号231頁

平成27年(ワ)第1759号 損害賠償請求事件(請求棄却,控訴)

女性アイドルYがファンとの交際を機にイベント等への出演を放棄したとして、Y所属の芸能プロダクションXがYに対し、出演義務やファンとの性的な関係をもたないとの専属マネージメント契約上の条項に違反したことを理由に債務不履行等に基づく損害賠償請求等をした事案。

本判決は、Yが平成25年頃からファンと交際をし男女関係を持ったうえ、同26年7月20日のライブに出演をせず、同年8月16日までの間、Xの連絡に応じなかった行為は、形式的には契約条項に違反しているが、本件契約は雇用契約類似の契約であるところ、Yは生活するのに十分な報酬が支払われないのに、Xの指示に従ってアイドル活動を続けることを強いられ、これに従わなければ損害賠償請求をもって制裁する内容となっており、アイドルを続けることを望まない者にとっては「やむを得ない事由」があり、同年7月27日にXに到達したYによる契約の解除は有効であるから、それ以降のYの活動停止は債務不履行に該当せず、同日より前の活動停止については、債務不履行には該当するものの損害の発生等が認められないとし、更に、Yのファンとの交際を理由とする契約違反に基づく損害賠償については、YがXに積極的に損害を生じさせる意図を持って殊更交際を公にしたなど、Xへの害意が認められる場合等に限定して解釈すべきとして、本件ではそのような場合に当たらないとして、Xの請求を棄却した。

(6)東京地判平成28年3月31日 判例タイムズ1438号164頁

平成27年(ワ)第19440号 マネジメント専属契約存続確認請求事件(請求棄却,控訴)

芸能プロダクション会社Xとの間でマネジメント専属契約を締結していた歌手Yが、当該契約には契約期間が2年間と定められていたが、本契約が労働契約に該当するとして、労働基準法附則137条によりYが契約締結後1年を経過した時点で本件契約を終了させる旨の意思表示をしたため、XがYに対し、本契約は労働契約に該当しないとして、本件契約の効力が存続していることの確認を求めた。

本判決は、YはXを通じてのみ芸能活動を行うことができ、その活動はXの指示命令の下に行うものであって、芸能活動に基づく権利や対価は全てXに帰属する旨の本件契約の内容や、実際にYがXの指示命令の下において、時間的にも一定の拘束を受けながら、歌唱、演奏の労務を提供していたことに照らせば、本件契約は、YがXに対して音楽活動という労務を供給し、Xから対価を得たものであり、労働契約に当たるといふべきであるとして、Yの労働基準法附則137条に基づく退職の申出を有効と認め、Xの請求を棄却した。

【商事法】

(7)最二決平成29年8月30日 最高裁HP

平成29年(許)第7号 売渡株式等の売買価格決定申立て却下決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/040/087040_hanrei.pdf

(裁判要旨)

特別支配株主の株式等売渡請求において、対象会社から売渡株主に対する株式売渡請求の旨及び対価の額等の通知又は公告がなされた後に売渡株式を譲り受けた者は、売買価格の決定の申立てをすることができない。

(理由)

特別支配株主の株式売渡請求は、その株式売渡請求に係る株式を発行している対象会社が、株主総会の決議を経ることなく、これを承認し、その旨及び対価の額等を売渡株主に対し通知し又は公告すること(会社法179条の4第1項1号、社債、株式等の振替に関する法律161条2項)により、個々の売渡株主の承諾を要しないで法律上当然に、特別支配株主と売渡株主との間に売渡株式についての売買契約が成立したのと同様の法律関係が生ずることになり(会社法179条の4第3項)、支配株主が株式売渡請求において定めた取得日に売渡株式の全部を取得するものである(同法179条の9第1項)。

同法179条の8第1項が売買価格決定の申立ての制度を設けた趣旨は、上記の通知又は公告により、その時点における対象会社の株主が、その意思にかかわらず定められた対価の額で株式を売り渡すことになることから、そのような株主であって上記の対価の額に不服がある者に対し適正な対価を得る機会を与えることにありと解されるのであり、上記の通知又は公告により株式を売り渡すことになることが確定した後に売渡株式を譲り受けた者は、同項による保護の対象として想定されていないと解するのが相当である。

(8)東京高判平成29年1月31日 判例時報2335号28頁

平成28年(ネ)第814号 理事地位存在確認等請求控訴事件(控訴棄却,一部請求認容(上告・上告受理申立て))

社会福祉法人の平成26年3月開催の役員会(評議会兼理事会)において理事に選任する旨の議案が承認されたと主張するXが、その後虚偽の議事録によって同法人の代表者理事として登記されたAによって理事であることを否定され、以後役員会の開催通知を受けることもなく、法人の運営に関与できなかったことから、理事であることの地位確認、Aが法人の理事兼評議員でない旨の確認を求めて提訴した事案。原審は、Xの理事選任議案承認を認めず、地位確認請求を棄

却するとともに、Aの地位に関する確認請求を不適法却下した。これに対し、Xが控訴し、2年の理事任期は満了したが、社会福祉法人においても役員が退任した場合に後任者が選任されるまでは従前の役員がその権利義務を有することの任期伸長規定(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という)75条1項、会社法346条1項)が類推適用されるべきであると主張して、Xの地位確認請求をXが法人の理事兼常務理事の権利義務を有することの確認請求に交換的に変更し、法人がXの理事兼常務理事の地位を認めなかったことにつき不法行為に基づく慰謝料請求を追加した。

控訴審裁判所は、原審とは異なり、Xが役員会で理事に選任されて常務理事に指名されたと認定したが、2年の任期が経過したことにより理事を退任し、その後Xが理事兼常務理事の権利義務を有するとの法律的根拠はない、当時の社会福祉法には任期伸長規定がなく、一般法人法78条等の準用規定はあるが75条1項は準用していない、として類推適用も認めず、控訴審における交換的変更後の請求を棄却し、Aの地位に関する確認請求は確認を求める法律上の利益がなく不適法却下すべきだとしてXの控訴を棄却し、控訴審で追加した慰謝料請求については、Xが理事に選任されたにもかかわらず法人が一貫して否定し続けたことは不法行為に当たり、慰謝料10万円を相当とするとして、請求を一部認容した。

(编者注: なお、平成28年法律21号による改正後の社会福祉法45条の6第1項で任期伸長規定が新設されており、平成29年4月1日施行となっている。)

(9) 東京地判平成28年12月27日 金法2072号101頁

平成27年(ワ)第18974号 譲受債権請求事件(請求一部認容・請求一部棄却)

A社およびB社は不動産取引を共同事業体として行っていたが、平成2年3月26日、A社とC信用組合との間で作成された信用組合取引約定書において、A社の代表者D及びB社の代表者Yは連帯保証することを約した。その後、A社は、C信用組合から、平成9年3月13日に1000万円を、平成10年12月17日に700万円を、平成11年1月18日に1500万円を借り入れたが、返済を怠り、期限の利益を喪失した。整理回収機構が、C信用組合から上記各貸付債権の残元金、利息および遅延損害金ならびに一切の権利の譲渡を受け、平成15年3月26日、上記譲受債権の元金の内金3000万円をもってA社らが所有する不動産を差し押さえたが、上記競売手続は、平成16年12月4日、民事執行法188条、68条の3第3項の規定により取り消された。その後、上記譲受債権は、さらに整理回収機構からX社に対して譲渡された。本件は、X社が、Yに対して、連帯保証債務の履行として、合計2399万4885円及びこれに対する遅延損害金の支払いを請求する事案であるが、Yは、(1) 上記各貸付債権は、Yが連帯保証することを約した範囲には含まれないこと、(2) 主債務および保証債務の消滅時効を援用したうえ、競売手続の取消しにより時効中断効は生じなかったことになることを主張している。

本判決は、(1) 取引約定書が取り交わされた経緯やC信用組合による債権管理の実情等から、Yの負う保証の範囲は、A社単独であろうとBも連帯債務者となっているとを問わず、A社が債務者となる取引全般であると認められるから、上記各借入債務は上記範囲に含まれるとしたうえ、(2) 民事執行法68条の3第3項の規定による競売手続の取消しは、目的物件について売却の見込みがないために取り消されるものであり、差押債権者が法律の規定に従わないことを理由とするものではないから、同項の規定により競売手続が取り消されても時効中断の効力が失われることはないと判示し、整理回収機構による不動産差押の時効中断効が及ぶ範囲に含まれる債権として、被担保債権元金を請求債権3000万円で割り付けた結果である合計208万8454円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求める限度でXの請求を認容し、その余の請求を棄却した。

【知的財産】

(10) 最三判平成29年2月28日 判例タイムズ1438号87頁

平成27年(受)第1876号 不正競争防止法による差止等請求本訴、商標権侵害行為差止等請求反訴事件(一部破棄差戻、一部上告棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/543/086543_hanrei.pdf

米国法人エマックス・インクとの間で独占的な販売代理店契約を締結し、「エマックス」等の文字を横書きしてなる各商標を使用して湯沸器を販売するXが、本件湯沸器を独自に輸入して販売するYに対し、X使用商標と同一の商標を使用するYの行為が不正競争防止法2条1項1号所定の不正競争に該当するなど主張して、その商標の使用の差止め等を求めたところ、Yが、Xに対し、商標権に基づき、登録商標に類似する商標の使用の差止め等を反訴として求めたため、Xは、Yの登録商標は商標法4条1項10号に定める商標登録を受けることができない商標に該当し、Xに対する商標権の行使は認められないなどと主張して争った。

この点、本判決は、同号に該当することを理由とする商標登録の無効審判が請求されないまま商標権の設定登録の日から5年を経過した後においては、当該商標登録が不正競争の目的で受けたものである場合を除き、商標権侵害訴訟の相手方は、その登録商標が同号に該当することによる商標登録の無効理由の存在をもって、同法39条で準用する特許法104条の3第1項に係る抗弁の主張は許されないが、5年経過後であっても、当該商標登録が不正競争の目

的で受けたものか否かに関わらず、商標権侵害訴訟の相手方は、その登録商標が自己の業務に係る商品等を表示するものとして当該商標登録の出願時において需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似する商標であるために同号に該当することを理由に、自己に対する商標権の行使につき権利濫用の抗弁を主張できるとしたが、原審の認定事実からはX使用商標が不正競争防止法2条1項1号及び商標法4条1項10号の周知商標に当たると直ちにいえず、Xによる具体的な販売状況等について十分に審理しないまま上記各号該当性を認めXの請求を一部認容し反訴を棄却した原審の判断には違法があるから、本訴請求のうち不正競争防止法に基づく請求に関する部分及び反訴請求に関する部分の原審の判断は是認できないとして、これらの部分につき原判決を破棄し本件を高裁に差し戻した。

(11)知財高判平成29年8月8日 裁判所HP

平成29年(行ケ)第10034号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟 (棄却)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/020/087020_hanrei.pdf

本件は、原告が出願した商標について拒絶査定を受けたことから、不服審判請求をしたところ、不成立の審決がされたので、原告がその取消しを求めた事案であり、特許庁での審決の理由は、本願商標は、引用商標と類似するから商標法4条1項11号に該当し、商標登録を受けることができないというものである。

本願商標は、いわゆるスマイリーフェイスを描いた図形(本願図形)と、その円輪郭の右下部分にわずかに重なるように、筆記体で書いた「Harvey Ball」の文字からなるものである。そして、本願図形は、一見して人の笑顔を簡潔かつ、象徴的に表現したものであり、本願商標中の主要部を構成上占めているのに対し、「Harvey Ball」の文字部分については、ありふれた筆記体で書かれている上、図形部分に比してかなり小さく表示されている。以上からすると、本願商標は、その構成中の本願図形を分離、抽出して観察することが取引上不自然であると思われるほど不分的に結合しているものとはいえず、本願商標の構成中、視覚上、最も強く印象に残るのは、本願図形であるから、本願商標と引用商標との類否判断に際して、本願図形を要部として取り出すことができる。

この点について、原告は、本願商標の要部は、「HARVEY BALL」であると主張し、その理由として、本願図形は、長年にわたって描かれ続けている単なる図形であって、自由に使われており、登録商標を検索すると、7000件もヒットするなど主張する。しかし、本願図形が単なる図形として識別力を有しないと認めるに足りる証拠はなく、上記のとおり、一見して人の笑顔を簡潔かつ、象徴的に表現したものと認識されるものであって、十分な識別力を有することができる。

また、原告は、「HARVEY BALL」は、人名であり、本願図形(スマイリーフェイス)の創作者として、日本はもとより世界中で有名であると主張するが、仮に、そうであるとしても、本願商標における上記の構成からすると、その構成中、視覚上、最も強く印象に残るのは、本願図形であるということが出来る。

そして、本願図形と、引用商標の図形部分を比較すると、これらはいずれも、円形の顔に目と口を有する人の笑顔を、簡潔かつ、象徴的に描写したものと看取される点において外観的な印象を共通にするから、類似するものと認められる。細部において相違する点があることは、この判断を左右するものではない。

以上によると、本願商標は、引用商標と類似するものと認められ、商標法4条1項11号に該当するから、登録を受けることができない、として原告の請求は棄却された。

(12)知財高判 平成29年8月30日 裁判所HP

平成28年(行ケ)第10170号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/048/087048_hanrei.pdf

特許無効審判請求に対する一部無効審決の無効審決部分の取消訴訟であって、本件各訂正が特許法126条5項及び6項の要件を満たさないと判断した審決については誤りがあるとして、一部無効審決が取り消された事案。

本件各訂正のうち、訂正事項1-4は、本件発明に記載された「所定領域」が満足すべき本件条件式「 $|(x^2+y^2)^{1/2}| \leq 2.50$ 」について、 x, y が座標であることを明記する趣旨のものであり、明瞭でない記載の釈明を目的とするものである。

本件発明は、装用状態における光学性能を良好に改善しているにもかかわらず、眼鏡店やユーザーによるレンズの度数測定を容易に行うことのできる累進屈折力レンズを提供することを目的とし、レンズの透過光線における光学性能を補正するために形成された処方面が非球面形状を有し、処方面の非球面形状により発生する面非点隔差成分と処方面の矯正に必要な球面又はトーリック面により発生する面非点隔差成分との差の絶対値の平均値(AS_{av})が、レンズの度数を測定するための測定基準点を含む近傍の所定領域に亘って所定の値以下に抑えられている、との構成であると認められる。

本件明細書の記載によれば、「所定領域」は、「面非点隔差成分の平均値(AS_{av})」を所定の値以下に抑えるべき領域であると認められる。そして、本件条件式は、「所定領域」の範囲を x, y を用いた数式によって特定するものであると解される。また、本件明細書の記載によれば、「面非点隔差成分 AS 」は、座標 (x, y) を用いて、 $AS(x, y)$ で規定されており、その具体例についても、表2及び表3において、測定基準点OFを原点として、レンズの水平方向へ

の距離を x (mm)と、鉛直方向への距離を y (mm)とした座標 (x,y) を用いて説明されている。このような本件明細書に記載された技術的意義を踏まえると、本件明細書の記載に接した当業者であれば、「所定領域」が満足すべき本件条件式の x,y についても、「面非点隔差成分 $AS(x,y)$ 」と同様に、座標 (x,y) であると解するのが自然であるといえる。

一方、審決は、「 $x^2+y^2=r^2$ 」の式は、斜辺の長さが r となる直角三角形における直角をはさむ2辺の長さ x,y の方程式とみることもでき、この場合、本件条件式の x,y は、それぞれ、測定基準点から水平線を延ばしたときに所定領域の外縁と交差する位置(水平方向外縁位置)までの距離、及び、測定基準点から鉛直線を延ばしたときに所定領域の外縁と交差する位置(鉛直方向外縁位置)までの距離を示すと解するのが自然であるとする(第1解釈)。

しかしながら、審決の上記認定に従って、本件条件式の x,y を理解すると、本件条件式は、「水平方向外縁位置と鉛直方向外縁位置の距離」が2.5mm以下であればよく、水平方向と鉛直方向以外については何ら規定していないのであるから、本件条件式によっては、「所定領域」の形状が定まらないことになる。また、水平方向外縁位置と鉛直方向外縁位置の距離が2.5mm「以下」であればよいことになるので、水平方向外縁位置及び鉛直方向外縁位置が0のもの、すなわち、所定領域として大きさをもたないものも含むことになる。本件条件式は、この所定領域が満足すべき範囲を定めるものであることからすれば、本件条件式について、上記のように、形状が定まらず、また、大きさを持たないものも含むように解することは、不自然であるといわざるを得ない。

したがって、訂正事項1-4は、もとより座標を示すものであると解される本件条件式の x,y が座標であることを明記したにすぎないものであり、訂正事項1-4に係る本件訂正発明の発明特定事項は、本件明細書の全ての記載を総合することにより導かれる技術的事項であり、新たな技術的事項を導入しないものであるから、本件明細書に記載した事項の範囲内においてするものといえることができる。

その他の訂正も含め、本件各訂正は、本件明細書に記載された事項の範囲内でなされたもの(特許法126条5項の要件を満たす)、あるいは実質上特許請求の範囲の拡張し又は変更するものとは認められないもの(特許法126条6項の要件を満たす)であるから、これと異なる審決の判断は誤りである。

(13)知財高判 平成29年8月30日 裁判所HP

平成28年(行ケ)10187 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/045/087045_hanrei.pdf

特許無効審判請求に基づいて特許を無効とした審決の取消訴訟であって、特許権者である原告が、本件発明の「平均粒子径は、0.5～2.0 μ mの範囲にあり」との値を有する粒子を特定できない(特許法36条6項2号に規定する要件を満たしていない)とした審決の取り消しを求めたが、棄却された事案。

本件発明には非円形断面形状のマイクロカプセル顔料も含まれると解されるので、本件発明が明確といえるためには、粒子径(代表径)の定義が、当業者の出願時における技術常識を踏まえ、本件特許請求の範囲及び本件明細書の記載から特定できる必要がある。

本件特許請求の範囲及び本件明細書には、粒子径(代表径)の定義に関する明示の記載はない。また、当業者の技術常識を検討すると、平成11年11月1日から平成14年10月31日までの間に、筆記具用インクの平均粒子径の測定方法が記載された特許出願の公開特許公報58件のうち、レーザ回折法で測定したものが23件、遠心沈降法で測定したものが6件、画像解析法で測定したものが8件、動的光散乱法で測定したものが22件(うち1件は遠心沈降法と動的光散乱法を併用)であった一方、等体積球相当径を求めることができる電気的検知帯法で測定しているものはなかったこと、平成14年6月1日から平成17年5月31日までの間の特許出願について、審判官が職権により同様の調査したところ、原告ら及び被告以外の当業者では、電子顕微鏡法、レーザ回折・散乱法、遠心沈降法により平均粒子径を測定している例があった一方、電気的検知帯法が用いられた例は発見されていないことが認められる。また、種々の測定方法で得た値から、再度計算して、等体積球相当径を粒子径(代表径)とする平均粒子径に換算しているとも考え難い。そうすると、粒子径(代表径)について、等体積球相当径又はそれ以外の特定の定義によることが技術常識となっていたとは認められない。

以上のとおり、技術常識を踏まえて本件特許請求の範囲及び本件明細書の記載を検討しても、粒子径(代表径)を特定することはできない。

(14)東京地判平成29年8月31日 裁判所HP

平成28年(ワ)第25472号 不正競争行為差止請求事件 不正競争(認容)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/056/087056_hanrei.pdf

本件は、2本の棒材を結合して構成された支柱などからなる形態を有する組立て式の棚であるユニットシェルフを販売する原告が、被告に対し、上記形態が周知の商品等表示であり、被告が上記形態と同一又は類似の形態のユニットシェルフを販売することが不正競争防止法2条1項1号の不正競争に当たると主張して、被告に対し、同ユニットシェルフの譲渡等の差止め及び廃棄を求めた事案。原告は、家具、家庭用電気製品等の小売等を業とする株式会社であり、

被告は、家具、生活用品等を企画、販売する株式会社である。

商品において、形態は必ずしも商品の出所を表示する目的で選択されるものではない。もっとも、商品の形態が客観的に明らかに他の同種の商品と識別し得る顕著な特徴を有し、かつ、その形態が特定の事業者により長期間独占的に使用されるなどした結果、需要者においてその形態が特定の事業者の出所を表示するものとして周知されるに至れば、商品の当該形態自体が「商品等表示」（不正競争防止法2条1項1号）になり得るといえる。

原告商品は、シンプルですっきりしたという印象を与える外観を有するとの特徴を有するもので、原告商品全体として、原告商品形態を有することによって需要者に強い印象を与えるものといえる。このことに平成20年頃まで原告商品形態を有する同種の製品があったとは認められないことを併せ考えると、平成16年頃の時点において、原告商品形態は他の同種商品と識別し得る顕著な特徴を有していたと認めることが相当である。

被告は、原告商品の各個別の形態を取り上げ、それらがありふれた形態であり、原告商品が他の同種の商品と識別し得る特徴を有しない旨主張する。しかし、原告商品形態が他の同種の商品と識別し得る特徴を有するといえるか否かを検討する際は、原告商品のうちの個別の各形態がありふれている形態であるか否かではなく、個別の各形態を組み合わせた原告商品形態がありふれた形態であるかを検討すべきである。したがって、原告商品のうちの各個別の形態にありふれたものがあることを理由として原告商品形態が商品等表示となくなるものではない。

前記のように特徴のある原告商品形態を有する原告商品が、5年を超える期間にわたる原告の独占的かつ相当大規模な宣伝販売活動等により、購入者を含む需要者の目に触れてきたことからすると、原告商品形態は、平成16年頃には、原告の出所を示すものとして需要者に認識され、不正競争防止法2条1項1号にいう商品等表示として需要者の間に広く認識されたものとなったものと認めることが相当であり、また、現在においても、原告の出所を表示するものとして需要者の間に広く認識されていると認められる。

そして、前記のとおり原告商品形態が不正競争防止法2条1項1号の「商品等表示」に該当すること、被告商品形態が原告商品形態と高い類似性を有することを考え合わせれば、被告商品形態も同号の「商品等表示」に該当するというべきである。したがって、被告商品形態を備える被告商品は商品等表示を使用しているものと認められる。

以上によれば、被告による被告製品の製造等は不正競争防止法2条1項1号の不正競争に当たり、これにより原告の営業上の利益が侵害されるおそれがあるといえることができる、として原告の請求は認容された。

【民事手続】

(15) 最三決平成29年9月12日 最高裁HP

平成29年(許)第3号 配当表に対する異議申立て却下決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件 (棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/073/087073_hanrei.pdf

(裁判要旨)

破産債権者が破産手続開始後に物上保証人から債権の一部の弁済を受けた場合において、破産手続開始時の債権の額を基礎として計算された配当額が実体法上の残債権額を超過するときは、その超過部分は当該債権について配当すべきであり、その他の破産債権について配当すべきではない。

(理由)

同一の給付について複数の者が各自全部履行義務を負う場合(以下、全部履行義務を負う者を「全部義務者」という。)について、破産法(以下、「法」という。)104条1項及び2項は、複数の全部義務者を設けることが責任財産を集積して当該債権の目的である給付の実現をより確実にするという機能を有することに鑑みて、配当額の計算の基礎となる債権額と実体法上の債権額とのかい離を認めるものであり、その結果として、債権者が実体法上の債権額を超過する額の配当を受けるという事態が生じ得ることを許容しているものと解される(なお、そのような配当を受けた債権者が、債権の一部を弁済した求償権者に対し、不当利得として超過部分相当額を返還すべき義務を負うことは別論である。)

他方、法104条3項ただし書によれば、債権者が破産手続開始の時ににおいて有する債権について破産手続に参加したときは、求償権者は当該破産手続に参加することができないのであるから、債権の一部を弁済した求償権者が、当該債権について超過部分が生ずる場合に配当の手続に参加する趣旨で予備的にその求償権を破産債権として届け出ることにはできないものと解される。また、法104条4項によれば、債権者が配当を受けて初めて債権の全額が消滅する場合、求償権者は、当該配当の段階においては、債権者が有した権利を破産債権者として行使することができないものと解される。そして、法104条5項は、物上保証人が債務者の破産手続開始後に債権者に対して弁済等をした場合について同条2項を、破産者に対して求償権を有する物上保証人について同条3項及び4項を、それぞれ準用しているから、物上保証人が債権の一部を弁済した場合についても全部義務者の場合と同様に解するのが相当である。

(編者注:原審決定は196号16番で紹介済)

(16)大阪高判平成28年11月17日 判例時報2336号41頁

平成28年(ネ)第2012号 損害賠償請求事件(控訴棄却(確定))

破産債権者であったXが、本件破産手続の破産管財人であったYに対し、破産管財人には破産債権者に対し破産債権届出期間及び破産債権調査期日の通知が適切にされているかを確認し、破産債権届出を催促すべき義務があったところ、Yがこれらを怠ったとして、破産法85条2項に基づき、Xが得られたであろう配当額502万円余の損害賠償金及び遅延損害金の支払を求めた。

本判決は、破産管財人が通知に関する補助的な事務を取り扱うとしても、通知事務そのものに関して法的義務を負っていないこと、破産裁判所が通知を適切に行ったか確認すべき義務の根拠規定が見当たらないこと、「新(改正)破産法マニュアル」記載の運用と異なる運用であっても直ちに破産管財人の善管注意義務違反を問われる法的性格のものとはいえないこと、「新(改正)破産法マニュアル」の記載が破産手続において一般的な扱いであったとはいえないこと、を理由として、破産管財人に義務はないとして、Xの請求を認めなかった。

(17)仙台高裁秋田支部判平成29年2月1日 判例時報2336号80頁

平成28年(ネ)第39号 債務不存在確認請求控訴事件(取消・差戻(確定))

原審は、Yが原審口頭弁論期日に出頭せず、答弁書等も提出しなかったため、Yにおいて請求原因事実を争うことを明らかにしないものとして、これを自白したものとみなし、Xの請求を認容した。

Yは、山形県A市の住居(訴え提起時点では、既に東京都に転居していたが転出届けを出していなかった)に書留郵便に付して送達した原審の送達手続が違法、無効であるとして争った。なお、Xの代理人は、債権回収会社に委託して、所在調査を行い、YがA市の住居に居住していることを確認したという調査報告書を提出していた。

本判決は、書留郵便による送達は、その発送時において、その送達場所が受送達者の住居所でなければならず、かつ、受送達者が現にそこに居住または現在しているなどの実体を伴うものであることを要するものと解するべきであり、訴え提起時及びそれ以降におけるA市の住居はYの住所であったとは認められないとして、原判決を取消し、本件第一審裁判所に差し戻した。

【刑事法】

(18)東京高判平成28年8月3日 判例タイムズ1438号117頁

平成28年(ウ)第610号 ストーカー行為等の規制等に関する法律違反被告事件(控訴棄却、上告(後上告棄却、異議申立棄却))

被告人が、かつて交際していた女性に対し、つきまとい等を反復して行ったとするストーカー行為等の規制等に関する法律違反の事案において、被告人が「被害者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的」を有していたか否かとともに、そもそもこの概念自体が曖昧であり、これを構成要件とする同法13条1項は、不明確な刑罰法規として違憲無効であるから、これを適用して被告人を有罪とした原判決には法令適用の誤りがあると主張した。

本判決は、事実誤認の主張を排斥し、法令適用の誤りの主張についても、通常の判断能力を有する一般人において、具体的場合にその好意が規制対象行為に該当するかどうかを判断することは十分可能であると考えられ、刑罰法規に必要な明確性に欠けるものではないから、前提を欠くとしてこれを排斥し、被告人の控訴を棄却した。

(19)東京高判平成29年1月24日 最高裁HP

平成28年(ウ)第872号 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反被告事件(破棄自判)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/027/087027_hanrei.pdf

(事案)

被告人は、不特定多数人に提供する目的で、児童の姿態が撮影された写真の画像データを素材として、画像編集ソフトを使用して描写したコンピュータグラフィックス(以下「CG」という。)を作成し、このCG集をインターネットを通じて不特定多数人に販売したことで、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反で起訴された。

第1審判決は、児童ポルノの製造・提供罪が成立すると判示し、被告人を懲役1年(3年間執行猶予)及び罰金30万円に処した。

弁護人が控訴した。

(判旨)

1 児童の実在性

児童の写真を素材にしたCG画像における描写が、被写体となった児童と全く同一の姿態、ポーズをとらなくても、当該児

童を描写したといえる程度に、被写体と同一である場合は、同法にいう「児童の姿態」にあたる。

2 児童性の認定

実在する児童の画像が児童ポルノとしていったん成立した以上、製造時点や法施行時点で被写体となった者が18歳以上となっていたとしても、児童ポルノとしての性質が失われることはない。

3 罪数

被告人は、平成20年8月28日ころ、CG集「E」をアップロードした後、平成21年11月ころ、新たに犯意を生じてCG集「E2」（このうちの3点のCGのみ、児童ポルノに該当）をアップロードしたから、前者の提供行為と後者の提供行為とは、別個の犯意に基づく、社会通念上別個の行為であり、併合罪の関係に立つ。

そうすると、両者の関係が一罪に当たるとの前提に立ち、前者「E」の提供行為について、児童ポルノに該当するものがないとしながら、無罪を言い渡さなかった原判決には、法令の適用に誤りがあり、これは判決に影響を及ぼすから、原判決は破棄する。

4 被告人を罰金30万円に処し、公訴事実中「E」の提供については無罪とする。

(20)東京高判平成29年3月21日 最高裁HP

平成28年(ウ)第974号 不正競争防止法違反被告事件(破棄自判)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/028/087028_hanrei.pdf

(事案)

通信教育を業とする株式会社Aが株式会社Bに業務委託したAの情報システムの開発業務に従事し、営業秘密であるAの顧客情報が記録されたAのサーバコンピュータ(以下「本件サーバ」という。)に業務用パソコンからアクセスするための権限を付与されていた被告人が、顧客情報を領得した上名簿業者に開示した行為により、不正競争防止法違反で起訴された。

第1審判決は、被告人を懲役3年6月及び罰金300万円に処した。

これに対し弁護人は、本件顧客情報は秘密管理性が認められない、量刑が重すぎて不当であるとして控訴した。

(判旨)

1 秘密管理性

Aにおける顧客情報へのアクセス制限には不備があり、Bにおいても、本件データベースには、アカウントを通じてアクセス制限が行われていたものの、そのアカウント情報がBの共有フォルダ内に蔵置されていて、閲覧可能であったこと、私物のスマートフォンの執務室への持ち込みが禁止されていなかったこと、本件データベースにはアラートシステムが導入されていたが、実際には機能していなかったことなどの点において不備があり、大企業としてとるべき相当高度な管理方法が採用、実践されたとはいえない。しかし、Aは、情報セキュリティ研修を実施し、個人情報や機密情報の漏えい等をしてはならない旨記載された受講報告書のほか、個人情報・秘密情報の保秘を誓約する内容の同意書の提出を求めていたから、当該情報に接した者は秘密であることが認識できるのであり、秘密管理性の要件は満たされていたといえる。

2 量刑不当

上記1に上述したとおり、A及びBには、営業秘密である顧客情報の管理について不備があるとともに、本件データベースのアラートシステムが実際には機能していなかったために、被害が拡大した点に照らし、被害者側の落ち度は大きいから、原判決の量刑は、懲役刑の刑期の点で重すぎて不当であり、原判決は破棄を免れない。

3 結論

被告人を懲役2年6月及び罰金300万円に処する。

(21)大阪地判平成28年1月28日 判例時報2334号129頁

平成26年(わ)第5311号 保護責任者遺棄致死被告事件 有罪(控訴)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail4?id=85711

本件は、被告人が被告人の妻の実子であり、自らも養子縁組した難病の女兒(当時3歳)に対し、十分な栄養を与えずに低栄養により死亡させたというもので裁判員裁判である。

本判決は、医師の所見を採用して、女兒が低栄養による衰弱により死亡したと認めた上で、被告人は女兒の体重や体格の変化、食事量の減少を認識していたとは認められず、被害者が保護を要する状態にあることの認識・認容が認められず主位的訴因である保護責任者遺棄致死罪は成立しないと判断し、他方、僅かな注意を払えば女兒が低栄養により生命身体が害されるかもしれない状態にあることは認識できたとして、女兒に適切な医療措置を受けさせるなどして生命身体への危険の発生を未然に防止すべき注意義務を怠った重大な過失があると認め、予備的訴因である重過失致死罪の成立を認め禁錮1年6月の判決を言い渡した。

(22)大阪地判平成28年2月26日 判例時報2334号129頁

平成25年(わ)第5778号 傷害致死被告事件 無罪(確定)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail4?id=85777

本件は、被告人が平成25年3月25日午前8時頃から同日午前10時31分頃までの間に被害児(被告人の実子、報道によると当時生後2か月)の頭部に強い衝撃を与える何らかの暴行を加え、同人を死亡させたというもので裁判員裁判である。

本判決は、何らかの外力が加わって被害児の死因となった外傷性急性くも膜下出血・脳腫脹(本件脳損傷)が生じたことはおおむね明らかであるが、その受傷時期について法医学専門医師2名の各所見、脳神経外科専門医2名の各所見等をふまえ、25日午前8時頃以降であると医学的に断定できず、その時間帯より以前に受傷していたと考える方がより整合的でないかと考えられ、被告人にのみ犯行可能性のある時間帯以前の時点で、既に脳損傷が生じ、それが進行して死に至った可能性はないと認めることができないとして、犯罪の証明がないことから刑事訴訟法336条により無罪を言い渡した。

【公法】

(23)最一判平成29年9月14日 最高裁HP

平成28年(受)第1187号, 廃止負担金請求事件(破棄差戻)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/066/087066_hanrei.pdf

大阪府工業用水道事業供給条例(昭和37年大阪府条例第4号)23条等の規定により工業用水道の使用を廃止した者が納付しなければならないとされる負担金は、地方自治法224条、228条1項にいう負担金に当たらないとされた事例。

原審高裁は、分担金該当性を認め、分担金額等の具体的内容についても条例において定められなければならないとして、具体的内容を施行規程に委ねた本件廃止負担金の請求はできないと判断したが、最高裁判所は、分担金制度の趣旨を「普通地方公共団体が行う特定の事業や施設の設置等により、特定の者又は当該普通地方公共団体の一部に利益がもたらされる場合に、特にその利益を享受する者に対し、その者による受益を理由として、当該受益の限度で、当該事業等に要する費用を負担させることができることとし、もって当該利益を享受しない住民との間の負担の公平等を図るもの」と判断した。そして、廃止負担金は水道料金の減少を補完し工業用水道事業の安定経営を目的とするものであり、その額の計算はそれまでに受けた利益の多寡等を反映する仕組みとはされていないことを理由として、本件廃止負担金は、工業用水道の使用を廃止した者が、府の工業用水道事業やその設置する水道施設等からもたらされる利益を特に享受することを理由として、その受益の限度において徴収される性質のものであるということとはできないとし、原判決を破棄・差戻した。

【社会法】

(24)大阪地判平成29年2月6日 判例タイムズ1438号136頁

平成26年(行ウ)第230号 公務外認定処分取消請求事件(請求棄却, 控訴)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/566/086566_hanrei.pdf

東日本大震災の支援のために被災地に派遣された地方公務員Aが、同派遣中、保健師らによる避難所等の巡回に伴う自動車運転業務に従事していたところ、脳出血により死亡したため、Aの妻が、公務災害認定請求をし、これに対し本件疾病は公務上の災害とは認められないとして公務外認定処分がなされたことから、地方公務員災害補償基金に対し、当該処分の取消を求めた。

本判決は、Aの被災地派遣中の勤務実態が過酷な状況にあったとは認めがたく、Aが被災地に派遣されたのは震災後12ヶ月経過した時点であり被災地において異常な出来事に遭遇したともいえないし、Aの発症は業務終了後、同僚らと飲酒歓談していた時であることや、Aの業務内容等に照らして、業務の性質上、医療機関を受診することが不可能ないし著しく困難であったとは言えないこと等のことから早期治療の機会を喪失したとは認められないとし、従前の健康診断の結果等から、Aには、高血圧及び飲酒歴という脳出血発症に係る複数の危険因子があったとも認定し、公務起因性を否定してAの妻による請求を棄却した。

【紹介済判例】

東京家審平成28年6月29日 判例タイムズ1438号250頁

平成28年(家口)第5148号 審判前の保全処分申立事件(認容, 確定)

法務速報196号7番で紹介済

東京地判平成28年10月28日 判例時報2335号52頁
平成27年(ワ)第13626号 遺産分割後の価額請求事件(棄却(控訴))
法務速報190号8番で紹介済

最一判平成28年12月5日 判例時報2336号129頁
平成26年(あ)第1197号 電磁的公正証書原本不実記録,同供用被告事件(破棄自判,原判決破棄,控訴棄却)
法務速報188番18号で紹介済

最三判平成29年2月28日 判例時報2335号90頁
平成27年(受)第1998号 賃金請求事件(破棄差戻)
法務速報191号25番で紹介済

最三判平成29年2月28日 判例時報2336号28頁
平成28年(行ヒ)第169号 相続税更正及び加算税賦課決定取消請求事件(破棄差戻)
法務速報191番23号で紹介済

最三判平成29年3月21日 金法2072号97頁
平成27年(行ツ)第375号 遺族補償年金等不支給決定処分取消請求事件(上告棄却)
判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/612/086612_hanrei.pdf
法務速報192号19番で紹介済

最二判平成29年4月21日 判例タイムズ1438号81頁
平成28年(行ヒ)第14号 特別支給の老齢厚生年金決定取消請求事件(破棄自判)
判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/709/086709_hanrei.pdf
法務速報193号20番で紹介済

2. 平成29年(2017年)9月25日までに成立した,もしくは公布された法律

種類	提出回次	番号
法律名及び概要		

なし

3.9月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

松尾博憲 編著 日本経済新聞出版社 288頁 3,024円

Q&A民法改正の要点 企業契約の新法対応50のツボ

阿部 泰久/著 新日本法規 480頁 5,184円

企業法制からみた改正債権法の実務ポイント

TMI総合法律事務所 編/高山崇彦 編著 きんざい 444頁 4,104円

100問100答 改正債権法でかわる金融実務

末光祐一 著 日本加除出版 352頁 3,456円

事例でわかる戦前・戦後の新旧民法が交差する相続に関する法律と実務

家督相続人不選定・家附の継子の相続登記,家督相続,遺産相続,絶家,隠居

安達敏男/吉川樹士 著 日本加除出版 284頁 2,916円

消費者法実務ハンドブック 消費者契約法・特定商取引法・割賦販売法の実務と書式

第二東京弁護士会住宅紛争審査会運営委員会 編著 ぎょうせい 295頁 3,996円

改正民法・品確法対応 Q&A宅紛争解決ハンドブック

公益財団法人 日弁連交通事故相談センター 編 ぎょうせい 476頁 5,616円

公益財団法人日弁連交通事故相談センター設立50周年記念出版 交通賠償実務の最前線

4.9月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

茨城県弁護士会 編 ぎょうせい 421頁 4,320円

弁護士のための保険相談対応Q&A

大野 正道/編著 中央経済社 214頁 2,808円

中小企業のための事業承継の実務

ダイヤモンドルール研究会ワーキンググループ 編著 現代人文社 344頁 3,780円

GENJIN刑事弁護シリーズ 実践!刑事証人尋問技術 part2事例から学ぶ尋問のダイヤモンドルール

岡田博史 著/北村喜宣/山口道昭/出石 稔 編 有斐閣 326頁 2,808円

地方自治・実務入門シリーズ 自治体コンプライアンスの基礎

山脇 康嗣/著 日本加除出版 356頁 3,456円

技能実習法の実務

宮崎 晃/西村 裕一/鈴木 啓太/森内 公彦/著 中央経済社 322頁 3,780円

Q&A労基署調査への法的対応の実務

佐々木宗啓/清水 響/吉田 徹/伊藤由紀子/遠藤東路/湯川克彦 編著 青林書院 502頁 5,940円

類型別労働関係訴訟の実務

5. 発刊書籍<解説>

「改正民法・品確法対応 Q&A住宅紛争解決ハンドブック」

新築売買,新築請負,中古売買,リフォーム,保証・約款・不法行為等の順に,不動産売買等における法的問題についてQ&A方式で解説されている。不動産関係者から具体的な相談をされた場合を想定して作成されており,実践的である。また,不動産関係者が自ら読むことも想定しているため,解説が分かりやすい。不動産分野について民法改正等を踏まえた上での法的対応を確認するのに最適な本である。

「GENJIN刑事弁護シリーズ 実践!刑事証人尋問技術 part2事例から学ぶ尋問のダイヤモンドルール」

反対尋問の基礎理論と実践として「活かす反対尋問」と「弾劾」について,「塗り壁をしないために」,弾劾事実から尋問事項を組み立てることについて,犯人識別供述の弾劾についてなどが解説されている。自己矛盾供述弾劾の理論と実践として,調書を示す反対尋問について,一歩進んだ欠落型自己矛盾の弾劾テクニックが解説されている。その他,実際の公判に学ぶ反対尋問事項書の作り方,専門家証人尋問編として,専門家証人の主尋問,専門家証人の反対尋問のコツなどが解説されている。

具体的な事例を挙げて詳細に解説されており,実務に生かせる内容である。反対尋問や専門家証人を尋問する際には必ず読んでおきたい本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。